

補正予算の内訳

事業名	事業費	説明									
利用料金の減収に伴う指定管理料の追加措置 (市民局)	1億9,114万1千円 財源内訳 [国庫補助金 1億9,114万1千円]	新型コロナウイルス感染症の影響により利用が減少している施設の指定管理者が適切に管理運営できるように、指定管理料を追加措置する。 (対象施設等) <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>指定管理者</th> <th>追加措置額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化交流会館</td> <td>広島アートウインド運営企業体</td> <td>1億1,171万2千円</td> </tr> <tr> <td>広島国際会議場</td> <td>(公財)広島平和文化センター</td> <td>7,942万9千円</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	指定管理者	追加措置額	文化交流会館	広島アートウインド運営企業体	1億1,171万2千円	広島国際会議場	(公財)広島平和文化センター	7,942万9千円
対象施設	指定管理者	追加措置額									
文化交流会館	広島アートウインド運営企業体	1億1,171万2千円									
広島国際会議場	(公財)広島平和文化センター	7,942万9千円									
広島城三の丸にぎわい施設整備 (市民局)		広島城三の丸にPark-PFIを活用したにぎわい施設を整備する。 (スケジュール) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0; width: fit-content;"> 4年度 事業者選定、事業者による設計 </div> 5～8年度 事業者による設計・整備、供用開始 (債務負担行為の設定) <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>期間</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島城三の丸にぎわい施設整備</td> <td>5～8年度</td> <td>6億300万円</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	期間	限度額	広島城三の丸にぎわい施設整備	5～8年度	6億300万円			
事業名	期間	限度額									
広島城三の丸にぎわい施設整備	5～8年度	6億300万円									

事業名	事業費	説明			
社会福祉施設等従事者への支援 (健康福祉局)	2億4,711万円 財源内訳 [国庫補助金 2億4,711万円]	感染拡大防止に努めながら、献身的に高齢者や障害者を介護している従事者に特別手当等を支給する社会福祉施設等に対し、その手当等に要する経費を補助する。			
		対象者	対象経費	補助率	限度額
		感染者が継続して入所している施設又は自宅療養者の自宅において、直接介護業務に従事している者	特別手当	10/10	4千円/人・日
			宿泊費用	10/10	4千円/人・日
		自宅療養者が利用するサービスの調整を行った介護支援専門員	特別手当	10/10	4千円/利用者
		感染者が発生していない施設において、直接介護業務に従事している者等	特別手当	4/5	1万6千円/人・年

事業名	事業費	説明						
低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金の支給 (こども未来局)	14億7,960万1千円 財源内訳 [国庫補助金 14億7,960万1千円]	生活支援特別給付金 13億3,000万円 (対象者) <table border="1" data-bbox="842 524 1528 1451"> <thead> <tr> <th data-bbox="842 524 970 577">区分</th> <th data-bbox="970 524 1528 577">対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="842 577 970 882">ひとり親世帯</td> <td data-bbox="970 577 1528 882"> 以下のいずれかに該当する者 ・4年4月分の児童扶養手当の受給者 ・公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者(所得制限を下回る者に限る。) ・感染症の影響により、直近の収入が児童扶養手当の受給者と同様の水準である者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 882 970 1451">ひとり親世帯以外</td> <td data-bbox="970 882 1528 1451"> (1)の要件のいずれかに該当し、かつ、(2)の要件のいずれかに該当する者 (1)養育要件 ①4年4月から5年3月までのいずれかの月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者等 ②平成16年4月2日から19年4月1日までに出生した児童を養育する者 (2)所得要件 ①4年度分の住民税均等割が非課税である者 ②感染症の影響により、直近の収入が減少し、4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の水準である者 </td> </tr> </tbody> </table> (給付額) 5万円/児童 事務費 1億4,960万1千円 システムの構築・運用、コールセンター運営、申請書の作成・送付等	区分	対象者	ひとり親世帯	以下のいずれかに該当する者 ・4年4月分の児童扶養手当の受給者 ・公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者(所得制限を下回る者に限る。) ・感染症の影響により、直近の収入が児童扶養手当の受給者と同様の水準である者	ひとり親世帯以外	(1)の要件のいずれかに該当し、かつ、(2)の要件のいずれかに該当する者 (1)養育要件 ①4年4月から5年3月までのいずれかの月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者等 ②平成16年4月2日から19年4月1日までに出生した児童を養育する者 (2)所得要件 ①4年度分の住民税均等割が非課税である者 ②感染症の影響により、直近の収入が減少し、4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の水準である者
区分	対象者							
ひとり親世帯	以下のいずれかに該当する者 ・4年4月分の児童扶養手当の受給者 ・公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者(所得制限を下回る者に限る。) ・感染症の影響により、直近の収入が児童扶養手当の受給者と同様の水準である者							
ひとり親世帯以外	(1)の要件のいずれかに該当し、かつ、(2)の要件のいずれかに該当する者 (1)養育要件 ①4年4月から5年3月までのいずれかの月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者等 ②平成16年4月2日から19年4月1日までに出生した児童を養育する者 (2)所得要件 ①4年度分の住民税均等割が非課税である者 ②感染症の影響により、直近の収入が減少し、4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の水準である者							

事業名	事業費	説明															
児童養護施設等従事者への支援 (こども未来局)	528万円 財源内訳 [国庫補助金 528万円]	感染拡大防止に努めながら、献身的に児童を養育している従事者に特別手当等を支給する児童養護施設等に対し、その手当等に要する経費を補助する。 <table border="1" data-bbox="507 660 1508 976"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>対象経費</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">感染児童が継続して入所している施設において、直接養育業務に従事している者</td> <td>特別手当</td> <td>10/10</td> <td>4千円/人・日</td> </tr> <tr> <td>宿泊費用</td> <td>10/10</td> <td>4千円/人・日</td> </tr> <tr> <td>感染児童が発生していない施設において、直接養育業務に従事している者等</td> <td>特別手当</td> <td>4/5</td> <td>1万6千円/人・年</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	対象経費	補助率	限度額	感染児童が継続して入所している施設において、直接養育業務に従事している者	特別手当	10/10	4千円/人・日	宿泊費用	10/10	4千円/人・日	感染児童が発生していない施設において、直接養育業務に従事している者等	特別手当	4/5	1万6千円/人・年
対象者	対象経費	補助率	限度額														
感染児童が継続して入所している施設において、直接養育業務に従事している者	特別手当	10/10	4千円/人・日														
	宿泊費用	10/10	4千円/人・日														
感染児童が発生していない施設において、直接養育業務に従事している者等	特別手当	4/5	1万6千円/人・年														
物価高騰に伴う保育園等給食食材購入費の追加措置 (こども未来局)	1億4,038万9千円 財源内訳 [国庫補助金 1億4,038万9千円]	コロナ禍において物価高騰に直面する保護者等の負担を増やすことなく、公立・私立保育園等において栄養バランスや量を保った給食が提供できるよう、食材購入費を追加措置する。 (私立保育園等への補助限度額) ①主食及び副食を提供する場合 330円/児童・月 ②副食のみを提供する場合 310円/児童・月															

事業名	事業費	説明
<p>物価高騰に伴う学校給食食材購入費の追加措置 (教育委員会)</p>	<p>2億2,705万円</p> <p>財源内訳</p> <p>〔 国庫補助金 2億2,456万円 負担金 249万円 〕</p>	<p>コロナ禍において物価高騰に直面する保護者の負担を増やすことなく、小・中学校等において栄養バランスや量を保った給食が提供できるよう、食材購入費を追加措置する。</p>